

3日獣発第96号  
令和3年7月8日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### 家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の適切な 処理等のための家畜人工授精所に対する指導について

このことについて、令和3年6月22日付け3生畜第541号をもって農林水産省生産局畜産部畜産振興課長から別紙のとおり通知がありました。

このたび、黒毛和種の家畜人工授精用精液の処理工程において、複数の種雄牛から採取した精液を混合し、容器に封入した疑いのある事案が発生したことを受け、①精液等の取り違えや誤った混合を防止するため、家畜人工授精所の開設者並びに家畜人工授精師及び獣医師等に、別添の留意事項を再度周知すること、②家畜改良増殖法第13条第4項に基づき「精液等を容器に収めた上でこれに封を施し、かつ、家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を添付すること」が義務付けられており、記載内容に誤りのある証明書が添付された精液の譲渡等は家畜改良法増殖法第13条第4項、第14条第1項又は第2項に違反すること、以上2点について周知徹底するよう依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：山本

TEL 03-3475-1601